

ゴールドメディ・ワイド

引受基準緩和型終身医療保険(10)

重要事項説明書 2018年4月改訂

2018年4月2日以降用

重要事項説明書(契約概要)

- 「重要事項説明書(契約概要)」は、ご契約の内容等に関する重要な事項のうち、特にご確認いただきたい事項を記載しています。ご契約前に必ずお読みいただき、内容をご確認・ご了解のうえお申込みいただきますようお願いいたします。
- 契約概要に記載のお支払事由や給付に際しての制限事項は、概要や代表事例を示しています。お支払事由の詳細や制限事項等についての詳細ならびに主な保険用語の説明等については、『[ご契約のしおり・約款](#)』に記載しておりますので、あわせてご確認ください。

1 保険商品の特長としくみ

基本事項

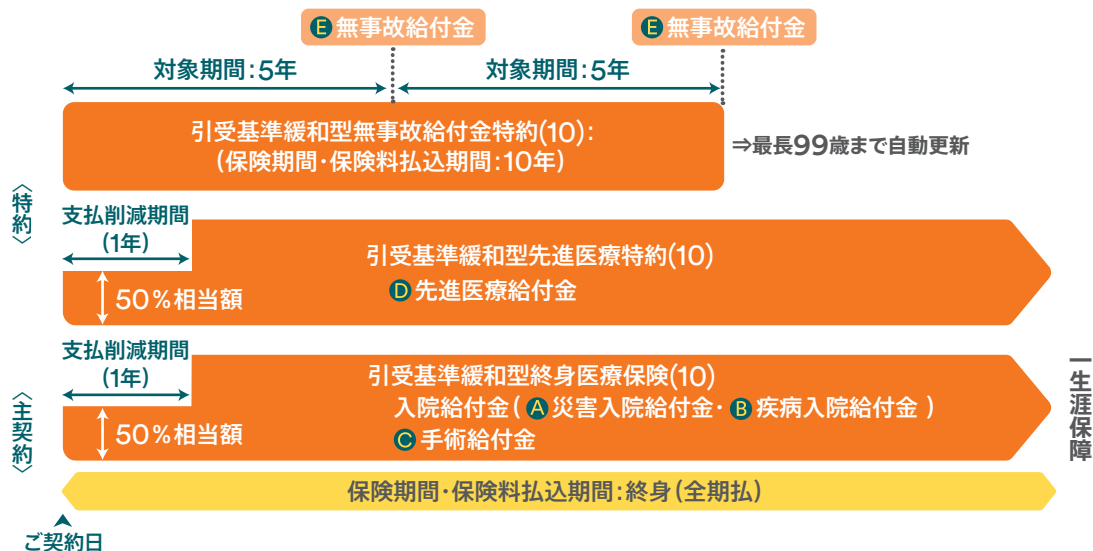
正式名称	引受基準緩和型終身医療保険(10)
ペットネーム	ゴールドメディ・ワイド

お申込みいただく保険契約のご契約内容、個別の保険料等については、提案書や申込書にてご確認ください。

保険商品の特長

- この保険は、入院または手術に対する一生涯の医療保障を主な目的とした保険です。
- 簡単な告知によりお申込みいただけます。
- 持病(既往症)が再発・悪化した場合でも給付金をお支払いします。
- 短期払で保険料払込期間満了後に、解約した場合は解約返戻金、死亡した場合は死亡給付金があります。
- 各種特約を付加することにより、保障内容を充実させることができます。

【しくみ図】 保険料払込期間:終身の場合





- 支払削減期間中(ご契約日から起算して1年以内)にお支払事由に該当した場合、お支払いする給付金額は50%相当額に削減されます。
- この保険は告知項目を限定するとともに、責任開始期前に発病した疾病についても、責任開始期以後に再発・悪化した場合、一定の条件でお支払いの対象としています。(ただし、責任開始期前に医師にすすめられていた入院・手術は保障しません。)このため保険料は、引受基準緩和型ではない当社の他の医療保険に比べ割増しされています。
- 健康状態についてより詳細な告知をいただくことで、保険料の割増しがない当社の他の医療保険にご契約いただける場合があります。

2 主契約の保障内容について

詳細は『[ご契約のしおり・約款](#)』をご参照ください。

保障内容

お支払いする給付金		支払事由	支払額 ^(*)	支払限度	受取人
入院給付金	A 災害入院給付金	責任開始期以後に生じた不慮の事故による <u>傷害の治療を目的として入院をした</u> とき	入院給付金日額 × 入院日数	1入院:30日または60日 通算:1,095日	被保険者
	B 疾病入院給付金	責任開始期以後に発病した <u>疾病の治療を目的として入院をした</u> とき	入院給付金日額 × 入院日数	1入院:30日または60日 通算:1,095日	
C 手術給付金		責任開始期以後に生じた、 <u>疾病、不慮の事故による傷害、または不慮の事故以外の外因による傷害の治療を目的として、所定の手術を受けた</u> とき	【入院中の手術】 入院給付金日額 × 20 【入院中以外の手術】 入院給付金日額 × 5	通算限度なし	
死亡給付金		保険料払込期間満了後の保険期間中に <u>死亡した</u> とき	入院給付金日額 × 10	—	

給付金のお支払いには所定の免責事由があります。

(*)この保険には[支払削減期間](#)が設定されています。(詳細については [1 保険商品の特長としくみ](#)をご参照ください。)

給付金のお支払いについての留意事項

入院給付金	入院給付金(疾病入院給付金・災害入院給付金)の1回の入院における支払限度は、ご契約時に選択していたたく型(30日型・60日型)により、30日・60日のいずれかとなります。
手術給付金	お支払いの対象となる「所定の手術」とは、以下のいずれかに該当する手術のことをいいます。 <ul style="list-style-type: none"> ● 医科診療報酬点数表に手術料の算定対象として列挙されている診療行為 ● 歯科診療報酬点数表に手術料の算定対象として列挙されている診療行為のうち医科診療報酬点数表においても手術料の算定対象として列挙されている診療行為 ● 先進医療に該当する診療行為 (一部対象にならない診療行為があります。詳細は、『ご契約のしおり・約款』をご参照ください。)
死亡給付金	お取扱いは以下のとおりです。 <p>全期払 保険期間を通じて死亡給付金はありません。</p> <hr/> <p>短期払 保険料払込期間中の死亡 : 死亡給付金はありません。 保険料払込期間満了後の死亡 : 保険料払込期間満了日まで保険料が払い込まれている場合は、主契約の入院給付金日額の10倍の死亡給付金をお支払いします。</p> <hr/> <p>※「全期払」は、保険期間と保険料払込期間が同じもの、「短期払」は保険料払込期間が保険期間より短いものをいいます。</p>



被保険者が死亡したときには、ご契約は消滅します。

保険料払込みの免除

以下の事由に該当されたときは、以後の保険料(主契約に付加されている特約の保険料も含みます。)のお払込みを免除します。

保険料払込 免除事由	責任開始期以後に生じた不慮の事故による傷害を直接の原因として、その事故の日から起算して180日以内の保険料払込期間中に、所定の高度障害状態または所定の身体障害状態(*)に該当したとき
---------------	---

保険料払込みの免除には所定の免責事由があります。

(*) 高度障害状態および身体障害状態については、『ご契約のしおり・約款 別表2(対象となる高度障害状態)、別表3(対象となる身体障害の状態)]をご参照ください。

3 付加できる特約について

主契約には、以下の特約を付加することができます。ただし、ご契約の内容によっては、付加できない場合があります。

各特約についての詳細は『ご契約のしおり・約款』をご参照ください。

特約名	お支払いする 給付金	支払事由	支払額	支払限度
引受基準緩和型 先進医療特約(10)	⑩ 先進医療 給付金	責任開始期以後に生じた疾病、不慮の事故による傷害および不慮の事故以外の外因による傷害により <u>先進医療による療養を受けた</u> とき	先進医療による療養に係る技術料に応じた所定の金額	1療養:300万円 通算:1,000万円
引受基準緩和型 無事故給付金 特約(10)	⑤ 無事故 給付金	5年ごとの対象期間満了時に生存し、かつ、対象期間中に <u>入院給付金(疾病入院給付金・災害入院給付金)、または手術給付金のいずれもお支払いしなかった</u> とき	無事故給付金額 入院給付金日額×20	5年ごとの対象期間 に対して1回

特約名	お取扱内容
指定代理請求人 特約	給付金等の受取人である被保険者が、給付金等を請求できない所定の事情があるときに、給付金等の受取人に代わり、 <u>指定代理請求人が請求</u> を行うことができます。

給付金等のお支払いについての留意事項

引受基準緩和型 先進医療特約(10)	<ul style="list-style-type: none"> ● 給付金の支払対象となる先進医療による療養とは、健康保険法等に定める公的医療保険制度における「評価療養」のうち、厚生労働大臣が定める先進医療による療養をいいます。ただし、先進医療ごとに厚生労働大臣が定める施設基準に適合する病院または診療所において行われるものに限りです。 ● 「先進医療給付金」としてお支払いする所定の金額については、『ご契約のしおり・約款 別表13(給付金額表(引受基準緩和型先進医療特約(10)用))』をご参照ください。
-----------------------	--

4 契約者配当金について

この保険に配当金はありません。

5 解約返戻金について

■主契約の解約返戻金のお取扱いは以下のとおりです。

全期払	保険期間を通じて解約返戻金はありません。
短期払	保険料払込期間中の解約 : 解約返戻金はありません。 保険料払込期間満了後の解約 : 保険料払込期間満了日まで保険料が払い込まれている場合は、主契約の入院給付金日額の10倍の解約返戻金をお支払いします。

※「全期払」は、保険期間と保険料払込期間が同じもの、「短期払」は保険料払込期間が保険期間より短いものをいいます。

■特約については、保険期間を通じて解約返戻金はありません。

6 保険契約の更新について

「引受基準緩和型無事故給付金特約(10)」のみ、保険期間が満了する月の前月の末日までにご契約を継続しない旨のお申出がない限り、所定の範囲内で自動的に更新されます。

- 更新後の保険料は、更新日時点の被保険者の年齢および保険料率によって計算されます。
- 保険期間は更新前の保険期間と同一とします。



保険料払込免除となった場合には、更新のお取扱いをいたしません。

■(一社)生命保険協会の「生命保険相談所」

この商品に係る指定紛争解決機関は(一社)生命保険協会です。

詳細は「[重要事項説明書\(注意喚起情報\)](#)」の「[14 ご相談・ご照会・苦情等の受付先](#)」をご確認ください。

■ご相談・ご照会・苦情等の受付先

当社のご契約に関する各種お手続きやご相談・ご照会・苦情等につきましては総合サービスセンターまでご連絡ください。

ご相談・ご照会・苦情等の受付先 総合サービスセンター



0120-211-901
(通話料無料)



月-金(祝日・年末年始を除く)
9:00-18:00



www.fwdfujilife.co.jp

重要事項説明書(注意喚起情報)

- 「重要事項説明書(注意喚起情報)」は、ご契約のお申込みに際して特にご注意いただきたい事項を記載しています。ご契約前に必ずお読みいただき、内容をご確認・ご了解のうえ、お申込みいただきますようお願いいたします。
- このほか、支払事由やご契約の内容に関する事項は『[ご契約のしおり・約款](#)』に記載しておりますので、あわせてご確認ください。

1 クーリング・オフ制度について

- 「ご契約の申込日」または「クーリング・オフ制度について記載した書面を受け取った日」のいずれか遅い日から起算して**14日以内**であれば、書面によりお申込みの撤回またはご契約の解除ができます。この場合、お申込みいただいた保険料を全額お返しします。
- 当社の指定する医師の診査が終了した場合や、法人をご契約者とする場合等は、このお取扱いをいたしません。

2 健康状態や職業等の告知義務について

告知義務について

- ご契約者や被保険者には、健康状態等について告知をしていただく義務があります。
- [過去の傷病歴\(傷病名・治療期間等\)、現在の健康状態、お身体の障害状態、職業等、「告知書」で当社がおたずねすることについて、事実をありのままに正確にもれなくお知らせ\(告知\)ください。](#)



告知受領権は生命保険会社および生命保険会社が指定した医師が有しています。生命保険募集人(代理店)に口頭でお話しされても告知していただいたことにはなりません。

傷病歴等がある方への引受対応について

- ご契約者間の公平性を保つために、お客さまのお身体の状態に応じた引受対応を行っており、ご契約のお引受けをお断りすることがあります。

告知が事実と相違する場合

- [故意または重大な過失によって、事実を告知されなかったり、事実と違うことを告知された場合、責任開始日から2年以内であれば、「告知義務違反」としてご契約や特約を解除することがあります。](#)
 - 責任開始日から2年を経過していても、給付金等の支払事由等が2年以内に発生していた場合、ご契約や特約を解除することがあります。
 - [ご契約や特約を解除した場合には、給付金等をお支払いすることや、保険料のお払込みを免除することはできません。](#)
 - ただし、「給付金等の支払事由または保険料払込みの免除事由の発生」と「解除の原因となった事実」との因果関係によっては、給付金等をお支払いすること、または保険料のお払込みを免除することがあります。
- 上記以外にも、「現在の医療水準では治癒が困難または死亡危険の極めて高い疾患の既往症・現症等について故意に告知をされなかった場合」等、告知義務違反の内容が特に重大な場合、詐欺による取消しを理由として、給付金等をお支払いできないことがあります。
 - この場合、告知義務違反による解除の対象外となる責任開始日から2年経過後でも取消しとなることがあります。また、[すでにお払込みいただいた保険料はお返しいたしません。](#)

3 引受基準緩和型終身医療保険(10)の留意点

- この保険は、告知項目を限定するとともに責任開始期前にかかった病気(持病・既往症)についても、責任開始期以後に再発・悪化した場合など一定の条件で支払対象としています。(ただし、責任開始期前に医師にすすめられていた入院・手術は保障いたしません。)このため、引受基準緩和型ではない保険に比べて保険料が割増しされています。
- 健康状態についてより詳細な告知をいただくことで、保険料の割増しがなく当社の他の医療保険にご契約いただける場合があります。

4 保障の責任開始期について

- 責任開始期とは、お申込みいただいたご契約の保障が開始される時期をいいます。
 - ご契約の引受けを当社が承諾した場合、責任開始期は以下ようになります。

「責任開始期に関する特約」を付加しない場合	「第1回保険料(第1回保険料相当額を含みます。以下同じ。)を当社が受け取った時 ^(*) 」または「告知の時」のいずれか遅い時
「責任開始期に関する特約」を付加する場合	「お申込みを受けた時」または「告知の時」のいずれか遅い時

(*)第1回保険料をクレジットカードにより払い込んでいただく場合、「当社がクレジットカードの有効性を確認し、クレジットカードによる保険料のお払込みを承諾した時」となります。

- 生命保険募集人は、お客様と当社の保険契約締結の媒介を行う者で、保険契約締結の代理権はありません。従いまして、保険契約は、お客様からの保険契約のお申込みに対して当社が承諾したときに有効に成立します。

5 給付金等をお支払いできない場合等

次のような場合には、給付金等をお支払いすることができません。また、保険料のお払込みを免除できません。

免責事由に該当した場合

例:ご契約者または被保険者の故意または重大な過失によるとき、被保険者の犯罪行為

責任開始期前に医師にすすめられていた入院・手術の場合

告知義務違反による解除の場合

重大事由による解除の場合

- 給付金等を詐取る目的で事故を起こしたときや、ご契約者、被保険者または給付金等の受取人が、暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められたとき等、重大事由によりご契約または特約が解除されたとき

保険料のお払込みがないことによる失効の場合

保険契約について詐欺による取消しの場合

給付金等の不法取得目的による無効の場合

6 ご契約内容等の確認制度について

当社の社員または当社で委託した者が、ご契約の申込後、または給付金等のご請求および保険料払込みの免除のご請求の際、ご契約の申込(告知)内容またはご請求内容等について訪問または電話により確認させていただく場合があります。

7 保険料払込みの猶予期間とご契約の失効について

- 第2回以後の保険料は払込期月(保険料をお払込みいただく月)内にお払込みください。払込期月内にお払込みのご都合がつかない場合のために、払込猶予期間を設けています。
- 猶予期間内に第2回以後の保険料が払い込まれない場合、ご契約は失効します。**
 - 保険料の自動振替貸付が可能な場合には、あらかじめお申出の無い限り、当社が自動的に保険料をお立替えし、ご契約を有効に継続させます。この場合、当社所定の利率で利息がかかります(複利計算)。
- 「責任開始期に関する特約」を付加した場合、第1回保険料の払込みの猶予期間は、払込期間満了日の属する月の翌月1日から末日までとなります。猶予期間内に第1回保険料が払い込まれない場合、ご契約は無効となります。

8 効力を失ったご契約の復活について

- 効力を失ったご契約でも、失効日から**1年以内**であれば復活を申し込むことができます。
- この場合、次のとおり取り扱います。
 - 改めて告知または診査をしていただきます。(健康状態などによってはご契約の復活ができないこともあります。)
 - 失効している期間の延滞保険料のお払込みが必要となります。
 - ご契約の復活を当社が承諾した場合、「延滞保険料を当社が受け取った時」または「告知の時」のいずれか遅い時から、保険契約上の保障が開始されます。

9 ご契約の解約と解約返戻金

- 払込保険料は預貯金とは異なり、一部は給付金等のお支払いに、また他の一部は契約の締結や維持に必要な経費にあてられます。したがって解約時の解約返戻金は多くの場合、払込保険料の合計額よりも少ない金額となります。
- 解約返戻金の額は保険種類、契約年齢、保険料払込期間、経過年月数、保険料払込年月数等により異なります。特に、ご契約後短期間で解約された場合は、全くないか、あってもごくわずかです。

10 現在のご契約を解約・減額等して、新たなご契約をお申込みになる際の留意事項

- 現在のご契約を解約・減額等(失効することや払済保険・延長定期保険への変更を含みます。以下、同じ)して新たなご契約をお申込みになる場合、下記の点でご契約者に不利益となることがあります。
- 現在のご契約についての留意事項**
 - 多くの場合、解約返戻金は払込保険料の合計額より少ない金額となります。**特に、ご契約後短期間で解約された場合は、全くないか、あってもごくわずかです。
 - 一定期間の契約継続を条件に発生する配当の請求権を失う場合があります。
- 新たなご契約についての留意事項**
 - 保険料は現在の被保険者の年齢等により改めて決まりますので、保険料が高くなる場合があります。
 - 新たにお申込みになるご契約についても、他のご契約と同様に告知義務があります。**
 - 新たなご契約の責任開始日を起算日として告知義務違反による解除の規定が適用されます。
 - 詐欺による契約の取消しの規定等について、新たなご契約の締結または復活に際しての詐欺の行為が適用の対象となります。
 - 告知が必要な傷病歴等がある場合は、その告知をされなかったために解除・取消しとなる場合があります。
 - 新たなご契約の責任開始期前に生じた傷害または疾病を原因とする場合には、約款に特に定めがあるときを除いて、給付金等のお支払いまたは保険料払込みの免除ができません。

11 給付金額等が削減される場合

- 保険会社の業務または財産の状況の変化により、ご契約時にお約束した給付金額等が削減されることがあります。
- 当社は生命保険契約者保護機構に加入しています。生命保険契約者保護機構の会員である生命保険会社が経営破綻に陥った場合、生命保険契約者保護機構により、保険契約者保護の措置が図られることがありますが、この場合にも、ご契約時の給付金額等が削減されることがあります。

生命保険契約者保護機構



03-3286-2820



月-金(祝日・年末年始を除く)
9:00-12:00、13:00-17:00



<http://www.seihohogo.jp/>

12 給付金等のご請求について

- 給付金等の支払事由に該当した場合だけでなく、支払事由に該当する可能性があると思われる場合や、ご不明な点が生じた場合等についても、すみやかに当社(募集人、最寄りの営業部門または当社の総合サービスセンター)にご連絡ください。
- ご契約内容によっては、複数の給付金等の支払事由に該当することがありますので、ご不明な点がある場合等は当社にご連絡ください。
- 代理請求について
 - 給付金等の受取人である被保険者が、給付金等を請求できない特別な事情がある場合、指定代理請求人特約により、指定代理請求人が請求を行うことができます。
 - ご契約者は指定代理請求人の方に対し、「ご契約の内容」および「代理請求ができること」を必ずお伝えください。
- ご住所等を変更された場合
 - 当社からのお手続きに関するお知らせ等、重要なご案内ができなくなるおそれがありますので、ご契約者のご住所等を変更された場合には、必ず当社にご連絡ください。

13 法令等の改正に伴う普通保険約款の変更

- 当社は、公的医療保険制度の改正が行われ、その改正内容がこの普通保険約款に影響を及ぼすと特に認めた場合には、主務官庁の認可を得て、普通保険約款の支払事由を変更することがあります。
- この場合、当社は変更日の2か月前までにご契約者に変更内容を通知します。ただし、正当な理由によって変更日の2か月前までに通知できない場合には変更日前に通知します。

14 ご相談・ご照会・苦情等の受付先

- この商品に係る指定紛争解決機関は(一社)生命保険協会です。
- (一社)生命保険協会の「生命保険相談所」では、電話・文書(電子メール・FAXは不可)・来訪により生命保険に関するさまざまなご相談・ご照会・苦情をお受けしております。また、全国各地に「連絡所」を設置し、電話にてお受けしております。
(ホームページアドレス: <http://www.seiho.or.jp/>)
- 「生命保険相談所」が苦情の申出を受けたことを生命保険会社に連絡し、解決を依頼した後、原則として1か月を経過しても、契約者等と生命保険会社との間で解決が見つからない場合については、指定紛争解決機関として、「生命保険相談所」内に「裁定審査会」を設け、契約者等の正当な利益の保護を図っております。
- ご契約に関する各種お手続きやご相談・ご照会・苦情等につきましては総合サービスセンターへご連絡ください。

ご相談・ご照会・苦情等の受付先 総合サービスセンター



0120-211-901
(通話料無料)



月-金(祝日・年末年始を除く)
9:00-18:00



www.fwdfujilife.co.jp

引受保険会社

FWD富士生命保険株式会社

ホームページ www.fwdfujilife.co.jp
総合サービスセンター 0120-211-901 (通話料無料)
受付時間:月-金(祝日・年末年始を除く) 9:00-18:00

募集代理店